

平成27年度

補助金名：公共下水道等接続補助金

評価表

NO.

40

所管部課名	下水道課							
事務事業名	下水道管理事業							
根拠法令	薩摩川内市公共下水道等接続補助金交付要綱							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成27年度 予算額	2,000 千円	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容			
		千円	千円	2,000 千円				
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	処理区域における下水道の接続率(接続戸数/計画戸数)		100%	平成32年度				
成果指標②								
補助対象者	公共下水道処理区域内において、小型合併処理浄化槽設置整備補助金交付要綱に基づく補助金を受けていない合併処理浄化槽から下水道へ接続する者							
補助対象経費	小型合併処理浄化槽から下水道へ接続する工事に要する経費							
補助対象事業・活動の内容	下水道への接続を推進し、下水道事業の経営安定に資することを目的に、補助金を交付する。							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	一律100,000円							
上記項目の積算方法	要綱第4条に規定							
補助 過 去 3 カ 年 の 事 業 (団 体) 等 の 決 算 状 況	項目	平成24年度		平成25年度		平成26年度		
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
	収入	自己資金	0					
		会費収入						
		事業収入						
		寄付金・その他助成						
		市補助金						
		(前年度繰越金)						
		計	0		0		0	
	支出	事業費						
		人件費						
		その他事務費						
		(翌年度繰越金)						
		計	0		0		0	
	支出計/前年度支出計							
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金								
交付件数				7		3		
成果指標の推移①		60.2%		62.0%		64.2%		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	<p>【前回評価】なし(平成25年度創設)</p> <p>【事業のPR方法】対象世帯への案内送付と2回の戸別訪問。</p> <p>【費用対効果】接続により下水道使用料を徴収することになり、下水道事業の経営安定に資する。</p> <p>【補助事業以外の事業】接続率向上のため、供用開始3年経過世帯の戸別訪問、夏祭り等イベントでのチラシ配付や相談コーナー設置、下水道の日(9月10日)にちなんだのぼり旗設置やFMさつませんだいでPR、広報紙でのPRなどを実施。</p>							

別紙参照

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	生活排水の安定した適正処理に努め、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、公共下水道への接続推進に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	B	下水道区域内に新築したが、その地域の下水道供用開始が間に合わず、小型合併浄化槽を設置補助金を受けずに設置した者を対象としており、補助の必要性がある。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	B	生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、公共下水道への接続推進に寄与しており、接続率向上の効果がみられる。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	当該事業が下水道への接続を促進し、下水道事業の経営安定に資することを目的としており、下水道事業を行っている行政以外の者が行うことはない。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	B	小型合併処理浄化槽を廃止し、公共下水道に接続する工事の経費は、各家庭の排水設備の規模や配管の長さなどにより異なるが補助額は妥当であると考ええる。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	小型合併浄化槽から公共下水道へ接続する際のみ補助されるものである。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	公共下水道への接続により、生活排水の安定した適正処理が行われ、生活環境の保全と公衆衛生の向上が図れる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	B	公共下水道に接続しない理由のひとつとして接続工事費用がかかることであり、接続費用を補助することは妥当であると考ええる。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	下水道への接続を促進し、下水道事業の経営安定に資することを目的としており、公費を充てることには妥当性がある。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input checked="" type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 下水道への接続を推進し、下水道事業の経営安定に資するためには、現行では対象者が限定されることから改善が必要である。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 対象者、補助率又は補助額等補助内容を見直し、平成28年度から新たな補助制度を実施したい。		≪まとめ≫

【別紙】

公共下水道等接続補助金実績

平成25年度

NO	年度	氏名	設置場所	事業費	自己資金	市補助金	工事概要
1	25		東開閘町	325,500	225,500	100,000	塩ビ管5m、浄化槽撤去 接続工事一式
2	25		平佐町	435,000	335,000	100,000	塩ビ管22m、生コン1.5㎡ 接続工事一式
3	25		西開閘町	199,500	99,500	100,000	塩ビ管9m、コンクリート補修 接続工事一式
4	25		宮里町	150,150	50,150	100,000	塩ビ管4.5m、浄化槽撤去 接続工事一式
5	25		宮里町	262,500	162,500	100,000	塩ビ管12m、浄化槽撤去 接続工事一式
6	25		平佐町	120,000	20,000	100,000	塩ビ管4m 接続工事一式
7	25		平佐町	231,000	131,000	100,000	塩ビ管4m、浄化槽撤去 接続工事一式
平成25年度合計				1,723,650	1,023,650	700,000	

平成26年度

NO	年度	氏名	設置場所	事業費	自己資金	市補助金	工事概要
1	26		平佐町	226,800	126,800	100,000	塩ビ管4.5m、コンクリート補修 接続工事一式
2	26		宮里町	155,520	55,520	100,000	塩ビ管20m、浄化槽撤去 接続工事一式
3	26		東開閘町	170,640	70,640	100,000	塩ビ管2m、コンクリート補修 接続工事一式
平成26年度合計				552,960	252,960	300,000	

○薩摩川内市公共下水道等接続補助金交付要綱

平成25年3月29日

告示第166号

(趣旨)

第1条 この告示は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「基本条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、及び基本条例を実施するため、公共下水道等接続補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的)

第2条 市長は、薩摩川内市公共下水道条例（平成16年薩摩川内市条例第275号）第3条に規定する処理区域、薩摩川内市地域下水処理施設条例（平成16年薩摩川内市条例第280号）第2条に規定する処理区域、薩摩川内市農業集落排水処理施設条例（平成16年薩摩川内市条例第202号）第2条に規定する処理区域及び薩摩川内市漁業集落排水処理施設条例（平成16年薩摩川内市条例第232号）第2条に規定する処理区域を対象とした下水道処理区域（以下「処理区域」と総称する。）内の合併処理浄化槽（生活排水を処理する浄化槽であって、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第13条の規定による国土交通大臣の型式認定を受けたものをいう。以下同じ。）から下水道への接続を促進し、下水道事業の経営安定に資することを目的に、補助金を交付する。

(補助金の交付対象)

第3条 市長は、処理区域内において、薩摩川内市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成17年薩摩川内市告示第132号）に基づく補助金を受けていない合併処理浄化槽から下水道へ接続をする者（当該住宅の所有者又は所有者の同意を得た者に限る。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、一律100,000円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業（変更）計画書（様式第2号）
- (2) 工事費見積書の写し
- (3) 貸主の承諾書

- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、前項の決定に条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定に基づき、補助金を交付することを決定した者に対しては補助金交付決定通知書(様式第3号)により、補助金を交付しないことを決定した者に対しては補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、それぞれ通知するものとする。

(補助金の変更等)

第7条 前条第3項の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)のうち、当該決定の通知を受けた後において、補助事業(補助対象者が行う合併処理浄化槽から下水道へ接続するための事業をいう。以下同じ。)の内容を変更し、又は中止しようとする者は、補助金変更等承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の補助金変更等承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めたときは、補助対象者に通知するものとする。

3 補助対象者は、補助事業の工事が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにその旨を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助事業の工事完了後、1箇月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事完了届(様式第7号)
(2) 工事費請求書又は領収書の写し
(3) 下水道への接続が明らかとなる写真
(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(現場確認)

第9条 市長は、補助事業の適正な遂行を図るため、関係職員をして当該補助事業の工事の状況を現場において確認させるものとする。

(補助金の確定)

第10条 市長は、第8条の規定により実績報告を受けたときは、関係書類の審

査を行い、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第8号）により速やかに補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第11条 前条の規定により通知を受けた補助対象者は、補助金を請求しようとするときは、市長が別に指定する請求書に、市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付の取消し）

第13条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

（3）この告示の規定に違反したとき。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定に基づき、補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、当該取消しに係る部分について、補助金の返還を命ずることができる。

（成果）

第15条 この補助金の交付を通じて得ようとする成果は、下水道への接続推進並びに生活環境及び公共用水域の水質保全の向上とする。

（見直しの期間）

第16条 基本条例第4条第1項の市長が定める期間は、3年とする。

（効果の測定）

第17条 基本条例第4条第2項第1号に定める効果は、各処理区域における下水道の接続率により測定するものとする。

（その他）

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。